

平成27年第1回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

平成27年3月6日（金曜日）

◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第1号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	承認第3号	専決処分の承認（平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第11号））
日程第 5	議案第9号	平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第12号）
日程第 6	議案第10号	平成26年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
日程第 7	議案第11号	平成26年度豊頃町介護保険特別会計補正予算（第4号）
日程第 8	議案第12号	平成26年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
日程第 9	議案第13号	平成26年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第3号）
日程第10	議案第14号	平成26年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算（第6号）
日程第11	議案第15号	平成26年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算（第3号）
日程第12		平成27年度町政執行方針及び教育行政執行方針の説明
日程第13	議案第16号	豊頃町課設置条例の一部改正
日程第14	議案第17号	豊頃町行政手続条例の一部改正
日程第15	同意案第1号	豊頃町教育委員会委員長の任命
日程第16	議案第18号	豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
日程第17	議案第19号	豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
日程第18	議案第20号	豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正

日程第 1 9	議案第 2 1 号	教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定
日程第 2 0	議案第 2 3 号	豊頃町教育委員会委員定数条例の廃止
日程第 2 1	議案第 2 2 号	豊頃町手数料条例の一部改正
日程第 2 2	議案第 2 4 号	豊頃町教育研究所条例の一部改正
日程第 2 3	議案第 2 5 号	豊頃町立保育所条例の一部改正
日程第 2 4	議案第 2 6 号	豊頃町保育所入所措置条例の廃止
日程第 2 5	議案第 2 7 号	豊頃町学童保育所条例の一部改正
日程第 2 6	議案第 2 8 号	豊頃町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定
日程第 2 7	議案第 2 9 号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第 2 8	議案第 3 0 号	豊頃町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
日程第 2 9	議案第 3 1 号	豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正
日程第 3 0	議案第 3 2 号	豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定
日程第 3 1	議案第 3 3 号	第 4 次豊頃町まちづくり総合計画の一部変更
日程第 3 2	議案第 3 4 号	豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更
日程第 3 3		請願の委員会付託
日程第 3 4		陳情の委員会付託
日程第 3 5		休会の議決

◎出席議員（9名）

1 番 杉 野 好 行 君	2 番 松 崎 政 利 君
3 番 菅 谷 誠 君	4 番 欠 員
5 番 津久井 精 一 君	6 番 大 谷 友 則 君
7 番 長谷川 勝 夫 君	8 番 藤 田 博 規 君
9 番 小野木 英 毅 君	

◎欠席議員（０名）

◎地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	宮口	孝君
副町	長	石田	貢君
教育委員	長	前川	啓一君
教育	長	菅原	裕一君
農業委員会	長	竹下	昌徳君
代表監査委員		山口	浩司君
総務課	長	山本	芳博君
企画課	長	金川	正次君
住民課	長	柄崎	明久君
福祉課	長	岩城	光洋君
産業課	長	和田	宏樹君
施設課	長	渡部	邦生君
会計管理者		佐藤	孝夫君
農業委員会事務局	長	高倉	明君
教育委員会教育課	長	富田	秀樹君
子育て支援所	長	瀬尾	光男君

◎職務のために議場に参加した者の職氏名

事務局	長	高井	伸夫君
庶務係	長	木村	ひとみ君

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

- 小野木議長 ただいまから、平成27年第1回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 小野木議長 これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 小野木議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。

事務局長に諸般の報告をさせます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 諸般の報告を申し上げます。

議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。

次に 監査委員より、平成26年11月から平成27年1月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。

以上です。

- 小野木議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 小野木議長 次に、町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

宮口町長。

- 宮口町長 平成27年第1回豊頃町議会定例会の行政報告を申し上げます。

最初に、平成26年度繰越明許費に係る事業についてであります。

農林水産業費において、道営担い手支援型畑地帯総合整備事業を繰越明許費として実施いたします。

次に、消防費において、消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化共同整備事業に係る活動波整備工事及び高機能指令センター整備工事について、翌年度に繰り越して事業が実施されることから、当該事業に係る東十勝消防事務組合負担金を繰越明許費として予算を組み替えて執行いたします。

また、国の平成26年度補正予算による地域活性化を促すための地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、消費喚起・生活支援型事業では、商工費において、プレミアム付商品券発行事業を拡大して実施するほか、地方創生先行型事業では、総務費において、地方版総合戦略策定事業、

産業振興事業及び移住定住促進関連4事業を、民生費において、入学祝金支給事業及び新たに次世代育成支援金支給事業を、衛生費において、妊婦一般健康診査費用・不妊治療費用支給事業を、商工費において、物産販路拡大推進事業及びロングトレイル推進事業を、教育費において、小・中学生修学旅行費交付金事業について、地域住民生活等緊急支援交付金による事業として繰越明許費により実施いたします。

以上17事業について、平成26年度の繰越明許費に係る事業とし、本年度一般会計補正予算(第12号)に補正、計上いたしましたので、よろしく願いいたします。

次に、豊頃医院の運営についてであります。

豊頃医院の診療業務であります。昨年12月19日に八重柏院長から、本年3月末をもって豊頃医院を退職したい旨の申し出があり、これを了承するとともに、12月29日に庁内で打合わせを行い、関係機関への要請、ホームページへの掲載、報道機関への情報提供等の対応を行ってまいりました。

この間、十勝管内の社会医療法人をはじめ、法人個人合わせて3件の照会があり、それぞれ、委託条件等について協議を進め、最終的に現在の運営形態を継承していただけるということで、釧路市内に勤務している菌常明医師にお引き受けいただく運びとなり、去る、2月25日に仮契約を締結しております。

菌医師につきましては、ご専門の内科のみならず、消化器科、眼科、整形外科など幅広い医療経験を積まれており、今後、本町の医療・保健・福祉の充実のためにご活躍いただけるものと期待しております。

菌医師の着任は、現在のところ5月1日を予定しており、この間、代替医師等で対応できないか検討しておりますが、対応できない場合には、豊頃医院を3月27日から4月末日まで休診させていただくこととなり、町民の皆様には、大変ご迷惑をおかけしますが、4月6日から4月24日までの間、十勝いけだ地域医療センターへ患者輸送車を運行し対応する方向で考えております。

以上、行政報告といたします。

●小野木議長 これにて、行政報告は終わりました。

◎ 会議録署名議員の指名

●小野木議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、6番大谷友則議員及び7番長谷川勝夫議員を指名します。

◎ 会期の決定

●小野木議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から3月13日までの8日間にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、3月13日までの8日間に決定しました。

◎ 委員会報告第1号

●小野木議長 日程第3 委員会報告第1号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

長谷川議会運営委員長。

●長谷川議会運営委員長 委員会報告第1号、議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)平成27年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

平成27年3月3日。

3、調査の経過。

(1)平成27年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

平成27年2月27日招集告示のあった平成27年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、平成27年3月3日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)平成27年第1回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、3月13日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会からの意見書の提出要請は、平成26年第4回定例会閉会後に受理したものは1件で、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会において意見書案を調整するものとした。

ウ、請願書の取り扱いについては、平成26年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

エ、陳情書の取り扱いについては、平成26年第4回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべきものとした。

オ、同意案第1号（豊頃町教育委員会教育長の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

カ、所管事務調査のための各常任委員会の開催については、定例会初日の3月6日に開催するよう、日程を調整した。

キ、本会議において、新年度予算審議が行われることに伴い、議長から会議規則第55条の規定（質疑回数制限）を適用しない旨を会議に諮ることとした。

ク、教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新教育長）を置くことなどを内容とする「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成27年法律第76号）」とあわせ、地方自治法第121条（長及び委員長等の出席義務）が改正されたことから、豊頃町議会委員会条例第19条を議員発議にて改正することとした。

以上であります。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第1号は報告済みとします。

◎ 承認第3号

●小野木議長 日程第4 承認第3号専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

本件について、提出理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 承認第3号専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、平成27年2月2日、平成26年度豊頃町一般会計補正予算（第11号）を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づきこれを報告し、承認を求めるものであります。

本専決処分は、1月31日から2月3日にかけて、急速に発達した低気圧による暴風雪に伴う除雪費等について補正したものであります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,846万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ45億474万3,000円と定めたものであります。

補正の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書によりご説明申し上げます。10ページをお開き願います。

歳出についてご説明いたします。

7 款土木費、1 項土木管理費に、臨時運転員賃金 19 万円を追加。

2 項道路橋梁費において、2 目除雪費に除排雪委託料 1,500 万円を追加するなど、1,827 万円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、8 ページをお開き願います。

9 款地方交付税、1 項地方交付税に普通交付税 1,846 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご承認くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、承認第 3 号を採決します。

お諮りします。

本件は、これを承認することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、承認第 3 号は承認することに決定しました。

◎ 議案第 9 号

●小野木議長 日程第 5 議案第 9 号平成 26 年度豊頃町一般会計補正予算 (第 12 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第 9 号平成 26 年度豊頃町一般会計補正予算 (第 12 号) についてご説明申し上げます。

本案は、本年度、各事務事業の精査及び国の補正予算に伴う平成 26 年度繰越明許費にかかる事業について、補正予算を計上するものであります。

既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 8,837 万 3,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 44 億 1,637 万円と定めるものであります。

補正の主な内容につきましては、歳入歳出事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。

24 ページをお開き願います。

1 款議会費、1 項議会費から、議員報酬など 3 7 6 万 7, 0 0 0 円を減額。

2 款総務費、1 項総務管理費において、3 目財産管理費に、町有地の売り払い及び町有林皆伐事業に伴う立木売払収入など、産業振興基金への積み立て 1, 3 0 0 万円を追加するなど、1, 2 8 6 万 5, 0 0 0 円を追加。4 目町有林管理費から町有林造林事業費 1 3 2 万 1, 0 0 0 円を減額、7 目企画費に繰越明許費用として地域住民生活等緊急支援交付金による地方版総合戦略策定経費及び移住定住促進対策等事業補助金など 2, 8 1 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、仮称多目的福祉施設整備工事請負費 1 2 9 万 3, 0 0 0 円の減額及び危険廃屋解体撤去事業補助金 1 5 0 万円を減額するなど、2, 3 2 4 万 9, 0 0 0 円を追加。9 目電算情報管理費から子育て支援システム構築事業委託料 1 6 7 万 8, 0 0 0 円を減額。これら合わせて 3, 2 3 5 万 7, 0 0 0 円を追加。

2 項徴税费から町税過誤納還付金など 7 1 万円を減額。

3 項戸籍住民基本台帳費から普通旅費 1 万 2, 0 0 0 円を減額。

4 項選挙費において、2 目農業委員会選挙費から同選挙経費 1 3 0 万 9, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 2 5 9 万 7, 0 0 0 円を減額。

3 款民生費、1 項社会福祉費において、1 目社会福祉総務費に国民健康保険特別会計繰出金 2, 0 0 0 万円を追加するなど、1, 8 8 2 万 8, 0 0 0 円を追加、4 目障害者福祉費に障害者医療給付費 1 9 2 万 6, 0 0 0 円を追加するなど、2 2 9 万 4, 0 0 0 円を追加、6 目福祉医療費から重度心障害者医療給付費 2 0 0 万円を減額するなど、2 4 3 万円を減額。これら合わせて 1, 8 5 5 万円を追加。

2 項児童福祉費において、1 目保育所費から給食材料費 7 0 万円を減額するなど、2 2 4 万 1, 0 0 0 円を減額、4 目児童措置費に繰越明許費事業として、地域住民生活等緊急支援交付金による入学祝金及び次世代育成支援金 1, 8 0 6 万円を追加、これら合わせて 1, 5 2 2 万 6, 0 0 0 円を追加。

4 款衛生費、1 項保健衛生費において、3 目保健指導費から繰越明許費事業として同交付金による妊婦一般健康診査及び不妊治療扶助費など 1 1 2 万円を追加し、予防接種、各種健診委託料 1 4 0 万円を減額するなど、1 4 7 万 7, 0 0 0 円を減額、5 目清掃費から十勝環境複合事務組合運営分担金 9 1 万 7, 0 0 0 円を減額するなど、1 6 9 万 6, 0 0 0 円を減額、これら合わせて 4 3 1 万 2, 0 0 0 円を減額。

2 項簡易水道費から簡易水道特別会計繰出金 3 1 6 万 5, 0 0 0 円を減額。

5 款農林水産業費、1 項農業費において、2 目農業総務費から、十勝川河畔林等伐採物処理委託料 3 2 2 万円を減額するなど 5 1 6 万円を減額。4 目道営事業費に、繰越明許費事業として道営担い手畑地帯総合整備事業負担金 4 9 4 万円を追加、これら合わせて 1 1 4 万 6, 0 0 0 円を減額。

2 項畜産業費において、1 目畜産業費から町有牧野修繕料など 9 0 万 1, 0 0 0 円を減額。

3 項林業費において 1 目林業総務費から未来につなぐ森づくり推進事業補助金など 7 2 4 万

4,000円を減額。2目林道整備費から、湧洞線開設工事請負費など林道開設事業費1,075万1,000円を減額するなど、1,084万4,000円を減額、合わせて1,808万8,000円を減額。

4項水産業費から、流木等処理委託料など68万円を減額。

6款商工費、1項商工費において、1目商工総務費に、繰越明許費事業として地域住民生活等緊急支援交付金によるプレミアム付特別商品券発行事業補助金2,544万円を追加し、商工会運営費補助金109万6,000円を減額するなど、2,409万4,000円を追加、これら合わせて2,465万4,000円を追加。

7款土木費、1項土木管理費から登記委託料など69万2,000円を減額。

2項道路橋梁費において、2目除雪費に除排雪委託料1,000万円を追加し、除雪ドーザ等備品購入費301万4,000円を減額するなど、785万7,000円を追加、3目道路新設改良費から、幌岡第3幹線改良舗装工事請負費など社会資本整備交付金事業費1億3,858万円を減額、これら合わせて1億3,133万2,000円を減額。

3項住宅費において、1目住宅管理費町営住宅修繕料100万円を追加、2目住宅建設費から耐震改修促進事業補助金など、社会資本整備総合交付金事業費60万6,000円を減額、合わせて39万4,000円を追加。

4項河川費から、十弗沢川護岸補修工事請負費など38万1,000円を減額。

5項施設費から、街路灯電気料110万円を追加し、公園施設修繕料86万5,000円を減額するなど、178万3,000円を減額。

6項公共下水道費から、公共下水道特別会計繰出金189万3,000円を減額。

8款消防費、1項消防費において、消防広域化に伴う消防救急無線デジタル化共同整備事業費9,136万5,000円を繰越明許費に予算を組みかえ、消防諸費など東十勝消防事務組合負担金280万9,000円を減額。

2項災害対策費において、育素多・下牛首別排水機場操作委託料130万円を追加するなど、112万4,000円を追加。

9款教育費、1項教育総務費において、1目教育委員会費から高等学校等就学助成金など143万円を減額、これら合わせて198万3,000円を減額。

2項小学校費において、2目教育振興費に、繰越明許費事業として、地域住民生活等緊急支援交付金による修学旅行費交付金37万円を追加するなど、48万5,000円を追加し、これら合わせて6万7,000円を追加。

3項中学校費において、2目教育振興費に繰越明許費事業として、同事業による修学旅行費交付金38万円を追加するなど、39万2,000円を追加、これら合わせて110万6,000円を追加。

4項社会教育費において、4目える夢館費からえる夢館外壁塗装改修工事請負費67万円を減

額するなど、168万5,000円を減額、これら合わせて337万4,000円を減額。

5項保健体育費において、2目体育施設費から町民プール管理費など76万6,000円を減額、これら合わせて105万2,000円を減額。

11款公債費、1項公債費において、2目利子から長期償還利子117万4,000円を減額。

以上が、歳出にかかる補正の主な内容であります。これら歳出に伴う歳入につきましては、12ページをご覧くださいと思います。

9款地方交付税、1項地方交付税に85万5,000円を追加。

11款分担金及び負担金、1項分担金に、農業基盤整備促進事業分担金59万6,000円を減額し、繰越明許費にかかる道営負担事業分担金494万円を追加。合わせて434万4,000円を追加。

2項負担金に、認可保育所保育料負担金など82万5,000円を追加。

12款使用料及び手数料、1項使用料において、6目土木使用料に、町営住宅使用料250万円を追加するなど、337万1,000円を追加。これら合わせて369万3,000円を追加。

2項手数料において、1目総務手数料に、地籍図交付手数料56万1,000円を追加、これら合わせて30万6,000円を追加。

13款国庫支出金、1項国庫負担金において、1目民生費国庫負担金に障害者医療費負担金100万円を追加するなど66万円を追加。これら合わせて61万6,000円を追加。

2項国庫補助金において、1目民生費国庫補助金に保育緊急確保事業補助金230万7,000円を追加するなど、226万9,000円を追加。3目土木費国庫補助金から社会資本整備総合交付金事業補助金（道路）、（住宅）分合わせて8,829万3,000円を減額。5目総務費国庫補助金に、繰越明許費にかかる地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）2,759万1,000円を追加するなど2,829万7,000円を追加。6目商工費国庫補助金に繰越明許費にかかる同事業交付金（地域消費喚起・生活支援型）943万3,000円を計上。これら合わせて4,863万1,000円を減額。

3項委託金において、3目消防費委託金に排水機場操作委託金130万円を追加。これら合わせて125万4,000円を追加。

14款道支出金、1項道負担金において、1目民生費負担金から、国民健康保険基盤安定負担金137万円を追加し、障害者自立支援給付費負担金267万5,000円を減額するなど、108万4,000円を減額。これら合わせて110万9,000円を減額。

2項道補助金において、2目民生費補助金から重度心身障害者医療給付事業医療費補助金95万円を減額するなど187万9,000円を減額。4目農林水産業費補助金から、林道専用道開設事業補助金1,075万4,000円を減額するなど、1,475万7,000円を減額。6目商工費補助金に、繰越明許費にかかる地域消費喚起・生活支援型500万円を計上、これら合わせ

て1,161万5,000円を減額。

3項委託金において、1目総務費委託金から道権限委譲事務委託金7万円を減額。これら合わせて2万9,000円を減額。

15款財産収入、1項財産運用収入において、1目財産貸付収入に、町有地貸付収入など68万4,000円を追加、これら合わせて34万9,000円を追加。

2項財産売払収入において、1目不動産売払収入に、町有林皆伐事業立木売払収入など234万円を及び土地売払収入971万5,000円を追加するなど、1,207万8,000円を追加。これら合わせて1,238万7,000円を追加。

16款寄附金、1項寄附金において、2目指定寄附金に、地域福祉寄附金20万円を追加。

17款繰入金、1項繰入金に国民健康保険特別会計繰入金70万円を追加。

19款諸収入、4項受託事業収入から後期高齢者健診受託事業収入7,000円を減額。5項雑入において、4目給食事業収入から学校給食費など25万5,000円を減額。5目雑入に農業者年金業務委託料など31万9,000円を追加。これら合わせて21万1,000円を減額。

20款町債、1項町債において、3目衛生債から乳幼児等医療助成事業にかかる起債150万円を減額、4目土木債に社会資本整備総合交付金事業にかかる起債道路分4,510万円を減額するなど4,760万円を減額。5目消防債から消防救急無線デジタル化共同整備事業にかかる起債9,110万円を繰越明許費に組みかえるなど80万円を減額、6目教育債から高等学校等就学助成事業にかかる起債120万円を減額、これら合わせて5,230万円を減額するものがあります。

以上が歳入に係る主な補正の内容であります。

次に、5ページ、第2表、繰越明許費についてご説明申し上げます。

2款総務費、1項総務管理費に地域住民生活等緊急支援交付金事業（地方創生先行型）6事業費2,814万3,000円を計上。3款民生費、2項児童福祉費に同交付金事業の地方創生型2事業費1,806万円を計上。4款衛生費、1項保健衛生費に同事業交付金の地方創生先行型2事業費112万円を計上。5款農林水産業費、1項農業費に道営担い手畑地帯総合整備事業費494万円を計上。6款商工費、1項商工費、同事業の消費喚起・生活支援型事業費2,544万円を計上及び地方創生先行型2事業75万円、合わせて2,619万円を計上。8款消防費、1項消防費に消防救急無線デジタル化共同整備事業費9,136万5,000円を計上。9款教育費、2項小学校費及び3項中学校費に同交付金の地方創生先行型2事業費75万円を計上。

以上、繰越明許費にかかる17事業費1億7,056万8,000円を翌年度に繰り越しして予算を執行するものであります。

次に、6ページ、第3表、債務負担行為補正についてご説明申し上げます。

庁舎及びえる夢館管理業務委託料について、期間を平成27年度、限度額を1,544万4,000円、総合行政情報システム整備事業の平成27年度システム改修分について、期間を平成2

7年度から平成29年度まで、年度額を360万1,000円、町有牧野管理運営業務指定管理料について、期間を平成27年度から平成29年度まで、限度額を2,550万円に、総合体育館管理業務委託料について、期間を平成27年度、限度額を645万5,000円とそれぞれ定め、合わせて5,100万円を債務負担行為に追加するものであります。

次に、7ページの第4表、地方債補正についてご説明申し上げます。

一般単独事業債において、消防救急無線デジタル化共同整備事業から10万円を減額、過疎対策事業債において、町外通勤者助成金交付金事業から60万円を減額、福祉タクシー乗車券交付事業から60万円を減額、乳幼児等医療費助成事業から150万円を減額、雪寒機械等整備事業250万円を減額、社会資本整備総合交付金事業（幌岡第3幹線）ほか道路事業分から4,510万円を減額、高等学校等就学助成事業から120万円を減額、消防大型水槽車整備事業から70万円を減額、既定の地方債限度額から、これら合わせて5,230万円を減額し、地方債限度額の総額を3億8,729万円と改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

12ページ、9款地方交付税。

(質 疑 な し)

●小野木議長 11款分担金及び負担金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 12款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 13款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 14款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 15款財産収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 16款寄附金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 17款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 19款諸収入。

(質 疑 な し)

●小野木議長 20款町債。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。

24ページ、1款議会費、1項議会費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 2款総務費、1項総務管理費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 30ページ、2項徴税費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3項戸籍住民基本台帳費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 4項選挙費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 36ページ、3款民生費、1項社会福祉費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 40ページ、2項児童福祉費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 4款衛生費、1項保健衛生費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 46ページ、2項簡易水道費。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 5款農林水産業費、1項農業費。

説明第1号。和田産業課長。

- 和田産業課長 説明第1号、道営負担事業の施行について。

農地の土地基盤整備のため、平成26年度繰越明許費において、道営負担事業を施行することとし、第5款農林水産業費に計上しております。

1、事業費について。事業施行箇所につきましては、次の1から2ページの事業施行位置図をご参照願います。

1ページ、対図番号①、事業名、二宮地区道営畑地帯総合整備事業。

全体事業費1,630万円、予算額、20%の受益者負担として326万円。

事業内容、暗渠排水7.8ヘクタール。

2 ページ、対函番号②、事業名、礼文内地区道菅畑地帯総合整備事業。
全体事業費 840 万円、予算額、20%の受益者負担とし 168 万円。
事業内容、暗渠排水 4.0 ヘクタール。

全体事業費総額 2,470 万円。予算額総額 494 万円であります。

2、事業主体は北海道でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 50 ページ、2 項畜産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項林業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 項水産業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 款商工費、1 項商工費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款土木費、1 項土木管理費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項道路橋梁費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 項住宅費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 項河川費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 項施設費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 項公共下水道費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款消防費、1 項消防費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 項災害対策費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 9 款教育費、1 項教育総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2項小学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3項中学校費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4項社会教育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5項保健体育費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 1 1 款公債費、1 項公債費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、5 ページ、第2表、繰越明許費について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、6 ページ、第3表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、7 ページ、第4表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第9号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第10号

●小野木議長 日程第6 議案第10号平成26年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第10号平成26年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ559万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億866万2,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書88ページ、歳出からご説明いたします。

2款保険給付費、1項療養諸費、1目一般被保険者療養給付費から療養給付費50万円を減額。

同2款2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費に400万円を追加。

2目退職被保険者等高額療養費から、30万円を減額。

これら合わせて370万円を追加。

同じく2款4項出産育児諸費、1目出産育児一時金から378万円を減額。

3款後期高齢者支援金等に、後期高齢者支援金1万円を追加。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費拠出金から300万円を減額し、2目保健財政共同安定化事業拠出金から290万円を減額。これら合わせて590万円を減額。

8款保健事業費、1項特定健康診査等事業費に特定健診事業費負担金12万円を追加。

10款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、3目償還金に平成25年度国庫負担金等精算返還金として、5万6,000円を追加。

同10款、3項一般会計繰出金に70万円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、82ページ、歳入をご覧ください。

1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税に、医療給付費分現年課税分220万円を追加するなど、合わせて510万円を追加。

2目退職被保険者等国民健康保険税に、医療給付費分現年課税分90万円を追加するなど、合わせて130万円を追加。これら合わせて640万円を追加。

2款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金から、756万1,000円を減額、2目高額医療費共同事業負担金から72万7,000円を減額、3目特定健康診査等負担金に6万円を追加。これら合わせて822万8,000円を減額。

同2款、2項国庫補助金、1目財政調整交付金から普通調整交付金3,087万8,000円と特別調整交付金100万円の合わせて3,187万8,000円を減額。

3 款療養給付費交付金から、現年度分 1 5 0 万円を減額。

4 款後期高齢者交付金から、現年度分 7 万円を減額。

5 款道支出金、1 項道負担金、1 目高額医療費共同事業負担金から 7 2 万 7, 0 0 0 円を減額。2 目特定健康診査等負担金に 6 万円を追加。これら合わせて 6 6 万 7, 0 0 0 円を減額。

同款、2 項道補助金、1 目財政調整交付金から、普通調整交付金 1, 1 0 0 万円を減額、同特別調整交付金に 3 3 0 万円を追加、これら合わせて 7 7 0 万円を減額。

6 款共同事業交付金から、高額医療費共同事業交付金 8 8 万円を減額、同保険財政共同安定化事業交付金に 5 8 3 万円を追加、これら合わせて 4 9 5 万円を追加。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金から、出産育児一時金等繰入金を減額し、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援事業繰入金、その他繰入金を追加するなど、合わせて 2, 0 0 0 万円を追加。

同 8 款、2 項基金繰入金に国民健康保険基金繰入金として 1 5 9 万 9, 0 0 0 円を追加。

9 款繰越金、1 項繰越金、2 目その他繰越金に 1, 1 5 0 万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8 2 ページ、1 款国民健康保険税。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款療養給付費交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款前期高齢者交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 6 款共同事業交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 9 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

88ページ、2款保険給付費。

(質疑なし)

●小野木議長 3款後期高齢者支援金等。

(質疑なし)

●小野木議長 7款共同事業拠出金。

(質疑なし)

●小野木議長 8款保健事業費。

(質疑なし)

●小野木議長 10款諸支出金。

(質疑なし)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質疑なし)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第10号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第11号

●小野木議長 日程第7 議案第11号平成26年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第11号平成26年度豊頃町介護保険特別会計補正予算(第4号)につい

てご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ846万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億9,573万3,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、106ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費に、介護保険事務システム改修委託料183万6,000円を追加するなど、合わせて177万7,000円を追加。

同1款、3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費から、認定審査会共同設置負担金10万円を減額、2目認定調査等費から主治医意見書作成料9万円を減額するなど、合わせて16万円を減額。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス等給付費に居宅介護サービス給付費など、合わせて610万円を追加。

同2款2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス等給付費から、地域密着型介護予防サービス給付費70万円を減額するなど、合わせて55万円を減額。

3款地域支援事業、2項包括的支援事業・任意事業費、1目包括的支援事業費に包括支援センター対応システム改修委託料145万8,000円を追加するなど、合わせて130万2,000円を追加するものであります。

これら歳出に要する財源として、102ページ、歳入をご覧ください。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金に、現年度分負担金59万9,000円を追加。

同3款、2項国庫補助金、1目調整交付金に介護給付費調整交付金190万4,000円を追加。

4目事務費補助金にシステム改修事業費補助金91万8,000円を追加計上するなど、合わせて282万2,000円を追加。

4款道支出金、1項道負担金、1目介護給付費負担金に、現年度分負担金49万4,000円を追加。

5款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金から現年度分交付金102万1,000円を減額。

7款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金に介護給付費繰入金、その他繰入金を合わせて273万円を追加。

同7款、2項基金繰入金から介護給付費準備基金繰入金304万1,000円を減額。

8款繰越金に前年度繰越金として588万6,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

102 ページ、3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款道支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5 款支払基金交付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 7 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 8 款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

106 ページ、1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 2 款保健給付費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款地域支援事業費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳出全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第11号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

●小野木議長 午前11時10分まで休憩します。

午前10時59分 休憩

午前11時10分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第12号

●小野木議長 日程第8 議案第12号平成26年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第12号平成26年度豊頃町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,785万5,000円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算の精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、120ページ、歳出からご説明いたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金から、保険料等負担金50万円を減額するものであります。

この歳出に要する財源として、118ページ、歳入をご覧ください。

1款後期高齢者医療保険料から、現年度分保険料50万円を減額するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

118ページ、1款後期高齢者医療保険料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

●小野木議長 120ページ、2款後期高齢者医療広域連合納付金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第12号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第13号

- 小野木議長 日程第9 議案第13号平成26年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

岩城福祉課長。

- 岩城福祉課長 議案第13号平成26年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,059万円と定めるものであります。

このたびの補正は、予算精査に伴うものであります。

補正予算の主なものは、歳入歳出事項別明細書、132ページ、歳出からご説明いたします。

1款医院費、1項医院費、1目医院管理費から、医院備品購入費86万4,000円を減額するものであります。

この歳出に要する財源として、130ページ、歳入をご覧ください。

2款繰入金、1項他会計繰入金から、豊頃町管理費99万7,000円を減額。

3款繰越金に、前年度繰越金13万3,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

130ページ、2款繰入金。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 3款繰越金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 3 2 ページ、1 款 医院費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 3 号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 4 号

●小野木議長 日程第 1 0 議案第 1 4 号平成 2 6 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 (第 6 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第 1 4 号平成 2 6 年度豊頃町簡易水道特別会計補正予算 (第 6 号) についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1, 3 7 6 万 5, 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 7, 9 2 5 万 1, 0 0 0 円と定めるものであります。

本補正予算は予算精査によるものであります。

主な内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたします。

1 4 6 ページ、歳出からご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費において、本管布設工事費 1 3 8 万 9, 0 0 0 円を減額、浦幌町簡易水道分水負担金 1 5 0 万円を減額するなど、3 6 6 万 5, 0 0 0 円を減

額。

2目簡易水道整備費において、工事請負費執行残1,003万2,000円を減額するなど、1,010万円を減額、合わせて1,376万5,000円を減額するものであります。

次に、144ページ、歳入についてご説明いたします。

3款繰入金において、一般会計繰入金316万5,000円を減額。

5款町債において、簡易水道債1,060万円を減額補正するものであります。

次に、138ページ、第2表債務負担行為の補正であります、簡易水道維持管理業務委託料に、期間平成27年度から平成29年度、限度額1,554万円を追加するものであります。

次に、139ページ、第3表地方債の補正であります、簡易水道整備事業債の限度額を4,600万円に、過疎対策事業債の限度額を4,600万円にそれぞれ改め、地方債限度額総額を9,200万円に改め定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

144ページ、3款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 5款町債。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

146ページ、1款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、138ページ、第2表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、139ページ、第3表、地方債補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第14号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第15号

●小野木議長 日程第11 議案第15号平成26年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡部施設課長。

●渡部施設課長 議案第15号平成26年度豊頃町公共下水道特別会計補正予算(第3号)についてご説明いたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ280万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億649万円と定めるものであります。

本補正予算は、予算精査によるものであります。

160ページ、歳出からご説明いたします。

1款総務費、2項施設管理費、1目下水道施設管理費において、22万9,000円を減額、2目下水道施設整備費において、管渠改修工事費執行残175万4,000円を減額するなど、257万4,000円を減額、合わせて280万3,000円を減額補正するものであります。

次に、158ページ、歳入についてご説明いたします。

2款使用料及び手数料において、下水道使用料50万円を減額。

3款国庫支出金において、下水道国庫補助金41万円を減額。

4款繰入金において、一般会計繰入金189万3,000円を減額補正するものであります。

次に、154ページ、第2表、債務負担行為の補正であります。処理場維持管理業務委託料、期間平成27年度から平成29年度、限度額7,080万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

2 款使用料及び手数料。

(質 疑 な し)

●小野木議長 3 款国庫支出金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 4 款繰入金。

(質 疑 な し)

●小野木議長 歳入全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

1 5 6 ページ。

1 款総務費。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

次に、1 5 4 ページ。

第 2 表、債務負担行為補正について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について質疑を受けます。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 1 5 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 5 号は原案のとおり可決されました。

◎ 町政執行方針及び教育行政執行方針

●小野木議長 日程第 1 2 平成 2 7 年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明を求めます。

初めに、平成27年度町政執行方針についての説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 平成27年度の町政執行方針を申し上げます。

はじめに、本年町制施行50周年の佳節を迎え、あらためて先人の堅忍不拔の開拓精神をもって拓かれた本町の130有余年の歴史の重みと諸先輩各位の惜しみない郷土愛と弛まぬご努力に、心から深く敬意と感謝を申し上げます。

今日まで脈々と受け継がれてまいりました、本町の基本理念であります「報徳のおしえ」を礎に、「温もりと魅力あふれる ふるさと豊頃」の実現と限りない発展を目指し、まちづくりの基本指針であります「第4次豊頃町まちづくり総合計画」の後期実施計画の実現に積極的に取り組み、活力に満ち、安心して暮らせるまちづくりを力強く推し進めてまいります。

ここに、平成27年豊頃町議会第1回定例会の開会に当たり、町政執行への所信を申し述べ、町議会はじめ町民皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に、町政に臨む基本姿勢であります。

戦後70年の節目の年、今日の我が国における政治経済情勢は、近隣諸国との不安定な外交問題、さらにテロ対策など国際的な視点に立った国家安全保障問題など複雑な課題を抱えています。

これらを踏まえ、国においては特定秘密保護法の運用開始や集団的自衛権を含めた防衛政策、国家安全保障政策、ひいては憲法改正議論など、かつてない大改革へと踏み出す方針が示されています。

私はこれら大改革の議論にあって、国民的理解が十分に得られ世界の平和に貢献できるものとなる慎重な議論が重ねられることを願うところであります。

国内経済においては、デフレ脱却に向けたいわゆるアベノミクスの経済政策による経済の好循環が地方において実感を伴うところまで至っていない状況下であり、さらに急速に進展している少子高齢化に的確に対応するため、国は、まち・ひと・しごと創生法を公布し、人口減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への一極集中の是正、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくため、各市町村に地方版総合戦略を策定するよう明記しています。

本町においても総合戦略策定に当たり、多くの町民の皆さんのご意見をいただき実効性のある総合戦略の策定を図り、経済活性化と人口減少問題に取り組んでまいります。

また、最終局面を迎えている環太平洋連携協定（TPP）協議の政府間交渉において、国益をしっかりと最終的な成果に反映すべく全力を挙げて取り組むとしていますが、報道されている情報では本町の基幹産業並びに商工業にも大きな影響を与えるものと危惧しているところであります。

このような変革の時にあって、基幹産業の基盤整備と活力ある商工観光施策を推進し、豊かな

地域経済を目指すとともに、生活環境の整備や心が通う福祉・子育て支援・教育施設の整備、移住・定住の促進など諸施策を積極的に展開し、ふるさとの暮らしを守ってまいります。

また、健全な行財政の運営に努め、町民と行政が英知を出し合い、共に支え合うまちづくりを推し進め、我が町の将来に確かな展望を持ち、生まれ育った豊頃町に誇りを持てるまちづくりに、全力を尽くしてまいります。

以上が、町制に臨む私の基本姿勢であります。

次に、主要な施策の推進について申し上げます。

3、主要な施策の推進。

(1) 快適で魅力あるまちづくり。

超高齢・少子化社会、更に過疎化の進行など本町の現状を踏まえ、町民の生活基盤の向上に努め、安心して暮らせるまちづくりを推進してまいります。

最初に、住宅環境の整備については、引き続き町営住宅の建設と新規事業として福祉ゾーン構想に基づき高齢者住宅を建設するとともに、町営住宅の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、道路網の整備ですが、主要な幹線道路及び地域の基幹的道路については、年度別事業計画により改良舗装を進めてきたところではありますが、幌岡・統内地区の道路改良舗装及び新規に中央若葉町の歩道改修を実施するとともに、橋梁長寿命化・路面修繕計画に基づき橋梁補修及び路面修繕を継続して実施してまいります。

また、住民の生活や産業活動に支障の来さないよう、舗装路面の補修、冬季間の除排雪など、引き続き適切な町道の維持管理に努めてまいります。

次に、簡易水道事業では、川東のポンプ場や配水池などの施設整備の更新を実施し、良好な水道水の安定供給に努めてまいります。

また、公共下水道については、管渠改修を継続し、適切な維持管理に努めるとともに、下水道区域以外を対象とする合併処理浄化槽設置についても継続して助成してまいります。

次に、消防・防災対策については、津波緊急避難場所への避難訓練など、地域住民に協力をいただき、防災・減災対策を推進してまいります。

また、高規格救急車を更新し、救急救命活動の安定化を図ります。

次に、移住・定住促進対策として、賃貸住宅建設助成、住宅取得助成、賃貸住宅家賃助成、更に都市圏での移住PRを継続して実施してまいります。また、引き続き町外通勤者への助成を行い、町内勤労者の定住促進を図るなど、移住・定住促進対策を積極的に展開してまいります。

なお、豊頃南町に造成した分譲地は、体験住宅区画を除き昨年度に完売しており、新たな造成地を検討してまいります。

次に、町民の足として定着している町有バス及びコミュニティバスの運行は、利用者数も順調に推移しており、今後も利用者要望に柔軟に対応しながら、運行経路や運行時間など利便性の向上に努めてまいります。

また、高齢者等の交通弱者の方々に対する町外病院等への交通確保については、町民ニーズを十分把握し、関係機関や関係団体と協議の上、運行方法などを検討してまいります。

次に、廃棄物の処理と環境保全対策ですが、一般廃棄物処理については、その基本計画に基づき中間処理及び最終処分を計画的に行っているところではありますが、今後も廃棄物の適正処理を進めるとともに、ごみの減量化とリサイクルを主とした循環型社会の構築を目指し、新たに、行政区や各種団体が行う「資源ごみの集団回収活動」に助成し、意識の啓蒙と再資源化の拡大を図ってまいります。

次に、供用開始以来36年が経過し、老朽化が進んでいる葬斎場については、本年度から2カ年で現在地に改築し、清潔で安らぎのある人生の終焉の場としてふさわしい施設として整備してまいります。

また、茂岩高台墓地の整備については、これまで計画的に歩道通路の簡易舗装及び駐車場の舗装補修を進めてまいりましたが、本年度で整備を完了する予定であります。

次に、消費者対策について、多発しているさまざまな消費者被害を未然に防止するため、広報紙や出前講座等による情報提供や啓発に努めるとともに、相談体制の充実を図ってまいります。

次に、交通安全対策については、第9次交通安全計画に基づき、道路交通における安全対策の取り組みを進めてまいりましたが、本年度で計画期間が終了となることから、交通事故のない安全で安心な社会を目指して一層の交通安全対策を推進するため、次期計画を策定してまいります。

(2) 豊かな資源を生かしたまちづくり。

本町の基幹産業にとって、TPP協議の行方に危機感を募るところではありますが、国は、「農林水産業・地域の活力創造プラン」を策定し、強い農林水産業、美しく活力ある農山漁村の実現に向けた施策を展開するとしています。本町としても国の施策と連動しながら、基幹産業の体質強化を推進し、商工業の活性化を図り、明るく豊かな地域経済の発展に積極的に取り組んでまいります。

最初に、農業振興であります。畑作においては、本町の地理的条件から湿害に強い土地基盤の整備が重要であります。このため、計画的に実施する道営土地改良事業や農業協同組合と連携する緊急農地基盤整備事業助成などを継続して実施し、明渠排水施設等基盤整備を推進してまいります。

また、農業生産における地域の共同活動により支えられてきた農業・農村の国土保全、水源涵養や自然環境の保全などの多面的機能が、農業者の高齢化や人口減少等によりその機能を発揮できない状況に陥りつつあることから、その機能を回復するため、多面的機能支払交付金事業を継続して実施し、農業生産活動を支援してまいります。

畜産については、畜産基盤の整備を図るため、畜産担い手育成総合整備事業を継続実施するとともに、資材高騰対策として家畜飼養用水緊急支援対策事業や良質な自給飼料の確保を図るた

め、酪農畜産生産基盤強化事業に取り組み、畜産経営の維持安定に努めてまいります。

次に、林業の振興については、多面的機能を有する森林資源が、本町の農水産業にとって重要な役割を担っていることから、その持続性が求められています。そのため未来につなぐ森づくり推進事業や産業振興事業助成により、積極的に民有林の造林を奨励するとともに、持続可能な森林の利用と保護を図るための森林認証制度について、管内市町村及び森林組合と連携し、認証取得に向け協力してまいります。

また、町有林においても、造林や保育事業などを計画的に実施してまいります。これら事業展開における低コスト化を図るため、林業専用道開設事業を継続してまいります。

エゾシカなどによる農林業被害対策については、引き続き豊頃猟友会の協力により、有害鳥獣駆除及びエゾシカの一斉駆除を実施するなど、被害の拡大防止に努めてまいります。

次に、水産業の振興についてであります。現在、大津漁港は長期整備計画により整備が進められておりますが、さきの震災規模に対応する施設整備が本計画に盛り込まれ、昨年度から防災・減災機能を有する船揚場の嵩上げとともに、新たな上架施設の整備も着手され、一日も早い供用開始を期待するところであります。

近年、不振が続いていました主要漁業である秋サケ定置網漁業は、昨年、漁獲が上向き傾向となりましたが、本年度においても資源増大に向けたサケ増殖に対し積極的な支援を行ってまいります。又、漁獲後のサケの陸路輸送における鮮度保持など、円滑な流通が急務の課題となっていることから、その対策のため秋サケ流通対策事業に対し助成してまいります。

また、近年資源が漸増傾向にあるマツカワの種苗中間育成事業や大津漁業協同組合青年部が取り組んでいる新規魚種開発事業に助成するとともに、北海道が進める広域漁場整備事業による大型魚礁整備など、沿岸漁業資源の維持増大を図り、持続的な水産業の振興に努めてまいります。

次に、商工業の振興については、中小企業融資制度を継続するとともに、地元購買力の促進のため、引き続き年4回のプレミアム付き商品券発行事業に助成いたしますが、本年は、町政施行50周年であることから、プレミアム率及び発行数をふやして実施いたします。

また、産業振興事業により、新規起業、新製品開発などに助成するとともに、本年度から「ふるさと納税」の拡大を図るため、「ふるさと名品づくり」としての物産開発を支援するなど、商業の活性化を図ってまいります。

次に、観光振興、物産販路拡大では、豊頃町商工会が事業主体として進めている「こうふく観光プロジェクト事業」への助成及び自然体験型観光開発を図る「東十勝ロングトレイル事業」及び物産販路拡大協議会への助成も引き続き実施してまいります。

また、産業まつり、とよころ夏まつりなどのイベントの充実を図り、町制施行50周年を記念する賑わいのある観光イベントの開催により、本町物産等のPRに努めてまいります。

(3) 健康で心ふれあうまちづくり。

子供から高齢者、障がい者まで、心が通う優しい福祉施策を展開するとともに、健康な生活が

営まれるよう保健・医療サービスの充実を図ってまいります。

最初に、子育て支援については、安心して生み育てる環境づくりと健やかな成長を願い、豊頃町子ども・子育て支援事業計画に基づき「こどもプラザとよころ」を核として、保護者のニーズに応じた保育所運営や親子交流事業を実施するほか、学童保育所、ことばの教室など、子供たちが安心できる事業運営の向上に努めてまいります。

なお、町立保育所の保育料については、4月から施行する子ども・子育て支援制度により、保育料の決定根拠の制度を見直しますが、現行の保護者負担を基本とした改正内容としてまいります。

また、少子化対策及び定住促進対策として、小学校入学祝金を継続するとともに、新たに、出産・健全育成・保育所通所を包括した次世代育成支援事業を創設してまいります。

次に、高齢者対策ですが、本町の高齢化率は約37%に達し、超高齢社会となる中、自立して生き生きとした生活が送られるよう、昨年度高齢者を対象に日常生活圏域ニーズ調査を行うとともに、利用されている介護サービスなどの現状を分析し、今後必要となる地域支援施策等を反映した第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を策定いたしました。

今後は、当該計画に基づき、医療、介護、介護予防、生活支援等の各種サービスを、行政、地域、サービス提供事業者が相互に連携しながら推進し、高齢者対策の充実を図ってまいります。

介護事業では、認知症対応型グループホームを利用する介護認定者の経済負担を軽減するため、家賃助成事業を新たに実施するとともに、事業者である豊頃愛生協会や町社会福祉協議会及び町内民間事業者と連携を強化し、サービス提供体制の更なる充実を図ってまいります。

介護予防事業においては、要介護・要支援状態への進行を抑制するため、健康づくりや閉じこもりの防止対策として、運動機能向上、栄養改善、認知症予防教室など地域支援事業を推進してまいります。

また、生活支援では、見守り・配食など在宅福祉サービスをはじめ福祉タクシー乗車券・福祉灯油券の交付を継続してまいります。

次に、障がい者福祉については、全ての障がい者が安心して地域社会で生活を送ることができ、障がいの種別、程度を問わず自らがその居住する場所を選択し、必要とする支援・サービスの提供が受けられる基盤を整備するため、各障がい者福祉計画に基づき、地域全体で支えるシステム構築に向け、継続して関係団体と連携し、支援してまいります。

次に、保健事業であります。疾病の早期発見・健康維持の観点から各種健康診断を継続して実施しているところでありますが、町民の健診や各種保健事業に対する関心を高めるため、昨年度から5年間の予定で取り組んでいる「とよころ健康ポイント事業」も好評を得て健診受診率等も向上しています。引き続き普及、啓発に取り組み、町民自らが主体的な健康づくりを実践し、増加傾向にある医療費の抑制が図られるよう保健事業を推進してまいります。

また、健康づくりの第一歩を歯の健康づくり口腔管理の正しい知識と捉え、各年齢層に応じた

歯科健診、歯科健康学習を推進してまいります。特に、保育所及び教育委員会と連携し、幼児期から学童期における永久歯の歯質強化を図るため、歯磨き指導やフッ化物洗口に継続して取り組んでまいります。

次に、重篤疾病予防対策として、高齢者のインフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチンの接種費用の助成や各小児ヒブ感染症ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンなどの接種料の無料化を継続いたします。

次に、少子・核家族化が進む中、妊娠・出産・養育期における子育て世代の母親が抱く育児不安や孤立感の解消のため、妊娠期からの仲間づくりや交流、相談の場など安心して子育てができるよう引き続き支援してまいります。

また、不妊治療や妊婦健診費用への助成のほか、引き続き義務教育終了までの医療費の無料化を図り、子育て世代の負担軽減対策に取り組んでまいります。

次に、新規事業として、福祉ゾーン構想の中核的施設となる「福祉活動拠点施設」を、昨年度改修整備いたしました豊頃町福祉センターに隣接し建設してまいります。施設建設後は、現在社会福祉協議会において実施されている生きがいデイサービスやほっとサロン事業などの福祉活動のほか、幼児から高齢者、障がい者、子育て世代など町民各層、小集団が広く・気軽に利用できる町民の居場所として、有効利用される施設運営に努めてまいります。

(4) 躍動感あふれる人づくり。

「報徳のおしえ」を基盤とする人づくりを推進し、豊かに学ぶ教育環境の充実に努めるとともに、姉妹都市等との地域間交流の活性化を図ってまいります。

最初に、学校教育の充実と生涯学習の推進については、児童・生徒の確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育を推進するための環境整備に努めるとともに、町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送れるよう、文化・スポーツの振興など生涯学習の充実のため、教育委員会と連携しながら教育行政を推進してまいります。

次に、姉妹都市の地域間交流については、町交流協議会と連携しながら積極的に取り組んでおり、本年度は相馬市・滑川市を訪問し交流を深める一般町民ツアーを実施するとともに、小学生の両市との少年親善使節団の相互交流も引き続き実施してまいります。

また、国際姉妹都市サマーランド市からの英語指導助手の招へいを継続してまいります。小・中学校におけるチームティーチング、保育所や町民を対象とした事業の充実を図るため、通訳能力のある職員を採用し、英語教育を推進してまいります。

大震災から4年が経過した相馬市の復興支援については、昨年同様町民に呼びかけ相馬市の特産品の購入支援を実施し、風評被害に苦しむ相馬市の支援を継続してまいります。

ふるさと会、誘致企業との交流については、本町特産品のPRを含め物産販売を通じ相互の活性化が図れるよう、地域間交流の推進に努めてまいります。

(5) みんなが力を合わせるまちづくり。

今日まで積み上げてきた協働のまちづくりをさらに発展させ、町民と行政がともに支え合うまちづくりを推進してまいります。

本年は、昭和40年1月に町制が施行され50周年を迎えたことから、5月31日に祝賀行事として「町制施行50周年記念式典・町民まつり」を行う準備を進めており、町民の皆さんと共にお祝いをいたしたいと考えております。

さらに、10月10日には、二宮尊徳翁の生涯や考え方に学び、まちづくりに生かすための活動を行うことを目的とした全国報徳研究協議会並びに「全国報徳サミット」を初めて本町で開催いたします。報徳の教えに学び、さまざまな課題を抱えた社会から未来を切り開く道筋を見出し、活力あるまちづくり・ひとづくりなどをテーマに協議することになります。

この報徳サミットには、全国16市町村から大勢の方をお迎えすることになりますので、実行委員会と連携し町を挙げての歓迎体制を構築してまいります。

次に、健全な行財政の運営と効率的な組織体制についてであります。本町の財政構造は、地方交付税を主としており、国の財政運営に大きく依存する構造となっている中、地方財政計画における地方交付税も厳しい状況に加え、貴重な自主財源である町税が年々減少傾向にあります。

限られた自主財源である町税や各種使用料の収納率向上を図るため、庁内横断的に臨戸徴収に取り組むなど、町税等の納入意識の高揚に努めてまいります。

また、本年度から進める第6次行政改革大綱に基づき、事務事業の改善や職員研修に積極的に取り組み、行政課題に的確に対応できる職員の政策形成や事務能力の向上を図るなど、行政サービスの充実に努めてまいります。

次に、協働のまちづくり地域提案支援事業は、事業開始後7年が経過し、毎年多くの行政区、団体等に有効に活用されている状況であります。

今後とも地域の実情に沿った事業メニューの検討を行い、町民の自主的な活動を支援してまいります。

また、広報・広聴については、広報紙並びにホームページの充実に図り、広く本町の情報を発信してまいります。特に、「社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）」の運用開始が10月1日の予定であり、制度の周知や諸手続など、町民の理解が深まるよう広報で周知してまいります。

以上、平成27年度の町政推進に当たっての一端を申し述べさせていただきましたが、具体的な事業内容及び予算については、議案として提案の際にご説明申し上げます。

私の推し進める「温もりと魅力あふれる、ふるさと豊頃町」への道筋は決して容易なものではありませんが、町民の皆様とともに協働のまちづくりを発展させ、町民一人ひとりがふるさと豊頃町で暮らす喜びを享受できるよう、町政運営に邁進してまいります。

議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

以上です。

- 小野木議長 昼食のため、休憩にしますが、再開は午後1時30分といたします。

午後 0時00分 休憩

午後 1時30分 再開

- 小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

平成27年度教育行政執行方針について説明を求めます。

前川教育委員長。

- 前川教育委員長 平成27年度教育行政執行方針を、教育委員会を代表して申し上げます。

教育行政執行方針。

平成27年第1回豊頃町議会定例会の開会にあたり、豊頃町教育委員会所管行政の執行に関する主要な方針を述べ、町議会をはじめ町民皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今日、社会を取り巻く環境が変化する中、少子化・高齢化による、社会全体の活力低下に加え、いじめと学校教育現場における問題、グローバル化への対応など多くの課題が生じています。

こうした状況の中、国は、教育再生の実現を目指して、教育改革を推進し、いじめ防止対策推進法の制定や教育委員会制度改革に関連した法律の改正を実施したところです。

また、北海道教育委員会は、確かな学力、豊かな心、健やかな体の知徳体のバランスのとれた子供の育成に向けた教育環境の整備に努め、特に、学力向上に関しては全国との差は縮まり、改善傾向が見られるものの、引き続き、授業改善と望ましい生活習慣の定着を車の両輪と位置づけ学力向上の取り組みを推進するとし、体力・運動能力に関しても平成29年度までに体力合計点が全国平均を上回ることを目標に新たな取り組みや指導体制の整備等を進めることとしています。

教育委員会といたしましては、新たな教育委員会制度への速やかな対応を行い、国や道の教育施策と連携しながら将来を担う子供たちが厳しい社会の中で自立し、逞しく生きる力を育成するため、確かな学力、豊かな心、健やかな体の調和を重視した教育の推進と、本町の教育目標「報徳の教えを受け継ぎ、生き生きと輝く町民を目指して」の実現に向け、町民一人ひとりが生きがいのある充実した生活を送るために学び、その成果を活かすことができる生涯学習社会を目指して、次の教育施策を推進してまいります。

1、教育環境の整備充実。

学校施設において、豊頃小学校校舎照明設備のLED化、大津小学校教室カーテンの更新、豊頃中学校校舎前側溝補修工事、特別教室網戸設置など、施設の適切な維持管理と学習教材備品の整備を進めるとともに、全校に校内LANシステムを構築し、情報教育等の充実を図るほか、老朽化した学校給食センター屋上の防水工事や礼文内北栄線スクールバスの更新を行うなど、児童生徒の安全な環境整備を推進してまいります。

また、教育費負担軽減のため、対象保護者に対する高等学校等就学助成金等を継続して実施してまいります。

さらに、学習施設においては、える夢館照明設備のLED化、常設プロジェクターの購入、総合体育館にスポーツ器具購入など町民の文化・スポーツ活動の拠点となる施設の適正な維持管理に努めてまいります。

2、学力向上、豊かな心と健やかな体の育成。

(1) 平成26年度全国学力・学習状況調査結果で、中学校は国語・数学の2教科ともに全国・全道とほぼ同じ平均正答率で、どの領域においても着実に習得できている状況にあります。小学校は国語・算数の2教科ともやや下回り、習得すべき内容をより確実に身につけることが必要となっております。

各学校は、調査結果をもとに学習規律の定着と基礎・基本的な学習内容の習得や課題を解決するための思考力、判断力、表現力などを育むため、学校改善プランを作成し、学習指導方法や授業の工夫・改善を図り、家庭と連携を図りながら生活習慣の見直しと町教育研究所が作成した「家庭学習の手引き」等を活用した家庭学習の習慣化に取り組んでまいります。

(2) 児童生徒が自らの生き方を確立するとともに社会の一員として互いに尊重し、支え合う心や規範意識を高めるため、「子ども報徳訓」の実践・充実に努めてまいります。

また、郷土を愛する心を育む郷土学習や職業体験、ボランティア活動をとおしてさまざまな人たちと触れ合い、人を思いやる心、命を大切にすることを育み、昨年度策定した町及び各小中学校の「いじめ防止基本方針」を周知徹底し、いじめや不登校の未然防止を図るとともに早期発見及び早期解消に取り組みます。

(3) 児童生徒の健やかな身体の育成には、あらゆる活動の源となる基礎的な体力・運動能力が必要であることから、各学校において発達段階に応じた向上対策に取り組むとともに、学校・家庭・地域指導者の協力をいただきながら部活動やスポーツ少年団活動を支援してまいります。

また、児童の虫歯予防対策として町が推進し、各小学校で実施しているフッ化物洗口事業を継続して実施してまいります。

学校給食につきましては、施設設備や食材の衛生管理を徹底し、安全で栄養バランスの取れた給食を提供するとともに、学校、家庭と連携した食育の推進や児童生徒が本町の農業や漁業への理解を深めるため地場食材を活用した「ふるさと給食」等の充実に努めてまいります。

(4) 増加傾向にある特別な支援を必要とする児童生徒については、学校全体で支援する体制づくりや個別の教育支援計画の活用に加え、専門研修等を通して教員の指導力向上に努めるとともに、特別支援教育支援員を増員し、発達状況に応じた指導・支援の充実に努めてまいります。

(5) グローバル化・国際化が進展する中、児童生徒の国際感覚を育むため、引き続き国際姉妹都市カナダ・サマーランド市から英語指導助手を招へいし、中学校及び小学校での授業補助を行うなど外国人と交流することで、外国語教育はもとより積極的にコミュニケーションを図ろう

とする態度の育成に努めます。

3、地域に開かれた信頼される学校づくりの推進。

(1) 学校は、家庭や地域社会と連携・協力し、信頼を得ることで教育活動を充実させるとともに地域コミュニティ活動の拠点としての機能も期待されています。

各学校は、参観日や学校便り、学校評議員制度などを活用して、地域に対して積極的に情報を発信し、学校行事等への住民参加を促進し、学校への関心・理解が深められ地域に開かれた学校となるよう、取り組んでまいります。

(2) 信頼される学校づくりには、教職員の資質・能力の向上が必要であることから、各種研究・研修活動を積極的に推進するとともに外部人材や指導主事等を活用した実践的指導力向上を図ってまいります。

また、教職員の服務規律を徹底し、体罰や不祥事防止のためコンプライアンスの重要性を再認識するための取組を各学校において継続的に行うなど、町民皆様の信頼の保持に努めてまいります。

4、健全育成、安全教育の推進。

(1) パソコンやスマートフォンの普及により多様化した高度情報通信社会において、インターネットなどを利用した事件に児童生徒がかかわる事案が多く発生していることから、家庭と連携して安易に利用することの危険性等情報モラルに対する意識の向上を図るとともに、違法ドラッグを含む薬物乱用防止や性に関する指導の充実に努めてまいります。

(2) 児童生徒を交通事故や犯罪被害、災害から守るためには、安全に行動する能力を身につけさせることが重要であることから、学校においては、交通安全・防犯教室等を実施し、交通事故や犯罪被害の未然防止に努めてまいります。

また、火災や地震・津波などの災害に対する防災教育や避難訓練を定期的を実施し、自らの命を守り抜く「主体的に行動する態度」の育成や安全で安心な社会づくりに積極的に貢献する意識の醸成を図ってまいります。

5、小・中学校連携教育の推進。

豊頃町小・中学校連携教育推進会議において実施していた小・中学校連携教育の推進に関しては、今年度から教職員全員で組織する豊頃町学校教育振興会に新たに設けた小・中連携推進部において事業を継承することとし、これまで同様「報徳のおしえ」を基盤とする小・中学校相互の連携教育を推進し、義務教育9年間で系統的で一貫性のある教育課程となるよう小・中学校が一体となって実践研究に取り組んでまいります。

6、地域全体で子どもたちを守り育てる体制づくりの推進。

子どもたちを取り巻く社会環境が多様化し、変化する中で、子どもたちの健全な育成のためには、学校・家庭・地域が連携・協力し合いながら積極的に関わっていくことが不可欠であることから、PTAによる学校行事への協力、外部指導者や教職員による少年団や部活動に対する指導

のほか、地域の産業団体等による体験活動への協力など、さまざまな支援をいただいております。

今後においても町民の皆様のご理解をいただき、地域の教育力が学校教育・社会教育等の支援に活かされるよう努めてまいります。

7、ともに学び、ともに喜ぶ、心豊かな人づくりをめざす社会教育の推進。

町民一人ひとりが生涯にわたって学び、さまざまな体験を積み重ねることで新たな知識や技能を習得することはもちろん、人と人とが関わることで、お互いに認め合い、助け合いながら良好な人間関係を築き、豊かな生活を送るため、幼児期から高齢期まで、それぞれの段階に応じた学習の機会を提供するとともに、多くの町民が目標を持って参加し、その学んだ成果が日常生活や社会活動に有効に活用される社会教育の推進に努めてまいります。

(1) 学び続け、認め合う人づくり。

年代各期それぞれに必要な学習機会を提供しながら、学ぶ人々が集い認め合う機会拡充に努めてまいります。

○乳幼児期 ブックスタート、読み聞かせ、芸術鑑賞会。

○青少年期 える夢キッズクラブ、通学合宿、少年親善使節団姉妹都市派遣、芸術鑑賞会、スポーツ少年団支援。

○成人・高齢期 える夢出前講座、豊寿大学、生涯教室。

○文化・スポーツ団体 活動支援、指導者養成、芸術鑑賞会、スポーツ教室、学校開放。

2、助け合い、きずなを育む町づくり。

町民がふるさとの風土に学び、自己を確立するとともに、「とよころ」に対する誇りや愛着などを高めることができるよう本町の自然、歴史、文化、産業などの郷土に関する資料を活かした学習活動を通じて、ふるさとの魅力を再発見し、また課題についての理解を深める機会や親子がふれあう多様な活動の場を提供するなど、一層の芸術・文化、スポーツ活動の振興を図ってまいります。

○地域・グループ・サークルの学習活動支援。

○家庭教育学級開設。

○文化、スポーツ活動指導者講習会。

○文化、スポーツ活動ボランティア養成。

○文化、スポーツ活動顕彰・表彰。

(3) 文化財等の保護・保存・活用。

「豊頃の歴史」を伝える各種資料と文化財の適切な保護・保存・活用に努めてまいります。

(4) 学習拠点の整備充実。

町民が学習や文化・スポーツ活動等を行うための拠点施設である、える夢館、図書館、総合体育館、町民プールなどの適切な維持管理を行うとともに、各種情報の提供や相談にきめ細やかに

対応し、気軽に利用できる施設運営に努めてまいります。

8、開かれた教育行政の推進。

豊頃町の教育をより充実・発展させるためには、教育関係者のみならず、町民皆様のご協力と相互に連携することが大変重要であります。

教育委員会は、このことを踏まえ、活動状況や計画推進状況等を自ら点検評価・公表するとともに、学識者等から評価をいただき教育施策の効果や課題を明らかにして、説明責任を十分果たすよう努めてまいります。

以上、平成27年度教育行政執行方針であります。国は、地域における教育推進体制をさらに充実することとして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」を改正し、本年4月1日施行となるところです。

この改正は、いわゆる「教育委員会制度改正」と言われているものであり、委員長と教育長の一体化、町長が主宰する総合教育会議設置や教育大綱の制度を新たに加えるものであります。

教育委員会といたしましては、法律施行と同時に新たな制度を開始することが教育行政推進の安定や教育活動の一層の振興を図るために望ましいものと判断し、町長に所要の改正を協議申し上げておりますので、町議会ははじめ町民皆様の教育行政に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

以上をもちまして、教育行政方針を終わらせていただきます。

●小野木議長 これ、平成27年度町政執行方針及び教育行政執行方針についての説明は終わりました。

◎ 議案第16号

●小野木議長 日程第13 議案第16号豊頃町課設置条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第16号豊頃町課設置条例の一部改正についてご説明いたします。

本町の課の設置は、豊頃町行政改革大綱に基づきまして、時代に即応した組織機構を整備しながら、随時見直しを行ってきております。

本案は、行政機構の見直し及び適正な人事配置により事務改善と事務事業の効率化を図るため組織機構の一部を見直すものであります。

第2条中、施設課所管の町有財産に関する業務を総務課所管の業務に、総務課所管の契約に関する業務を施設課所管の業務に、それぞれ所管替えることとし、事務文書を改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでありますので、ご審議

いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第17号

●小野木議長 日程第14 議案第17号豊頃町行政手続条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

山本総務課長。

●山本総務課長 議案第17号豊頃町行政手続条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、平成26年6月13日に公布された行政手続機構の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることから、豊頃町行政手続条例（平成10年条例第2号）の一部を改正するものであり、改正の趣旨は、行政指導に関する手続等について住民の救済手続を充実・拡充するための条例整備を行う改正であります。

最初に、目次中、第4章、行政指導を第4章行政指導と第4章の2、処分の求めに改めるものであります。

次に、本則中の名宛て人の文言を整備する改正であります。

次に、第3条第1項中、章の構成を改正したことに伴い第4章を第4章の2に改め、同項第6号中の「かかわる」の文言を整備する改正であります。

次に、第33条の改正は、新たに第2項として、許認可等の処分権限に基づく行政指導にかかる根拠を明示しなければならない規定を追加し、これに伴い同条の項立てを整備する改正であります。

次に、第34条の2は、現に行われている行政指導が、当該法律または条例に規定する要件に適合しないと思料するとき、当該行政指導の中止その他必要な措置を求めることができる申し出

をする手続等の規定を新設する改正であります。

次に、第34条の3は、何人も、法令違反の事実があるとする場合、その是正のための処分又は行政指導を求めることができる申し出をする手続等の規定を新設する改正であります。

なお、附則として、この条例は、平成27年4月1日から施行する旨を第1項に定め、第2項では、豊頃町税条例（昭和29年条例第8号）の一部を改正するものであり、税条例に引用している本条例の改正に伴う条項の改正を行うものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

◎ 同意案第1号

●小野木議長 日程第15 同意案第1号豊頃町教育委員会教育長の任命についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第1号豊頃町教育委員会教育長の任命についてご説明申し上げます。

本案は、このたび地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、本年4月1日から施行されるに伴い、新教育委員会制度のもとで円滑な教育行政を執行していただくため、次の者を任命いたしたく、関係法律の規定に基づき議会の同意を求めるものであります。

住所は、豊頃町茂岩末広町173番地の2、氏名は菅原裕一であります。

なお、現教育長の任期は、平成28年9月30日までであります。本年3月31日付で退職する旨、届け出が提出されております。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本件は人事案件につき、討論を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、本件については討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第1号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第1号は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第18号

- 小野木議長 日程第16 議案第18号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

- 石田副町長 議案第18号豊頃町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成19年以降改正されていない議会議員の議員報酬について、管内町村の議員報酬との均衡及び財政状況等を考慮して見直し、改定を行うものであります。

この改定に当たりましては、去る2月6日開催の特別職報酬等審議会において諮問し、諮問案どおり答申を受けたものであります。

改正内容につきましては、第2条第1項中の報酬月額、議長報酬「25万3,000円」を「27万8,000円」に、議長報酬「20万3,000円」を「22万1,000円」に、常任委員長及び議会運営委員長報酬「18万1,000円」を「19万6,000円」に、議員報酬「16万円」を「17万8,000円」に、それぞれ改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

- 小野木議長 石田副町長。

- 石田副町長 大変申しわけございません。説明中、副議長報酬のところを議長報酬と申し上げたようであります。訂正し、副議長報酬に改めさせていただきます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第19号

●小野木議長 日程第17 議案第19号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第19号豊頃町非常勤特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、平成19年度以降改正されていない監査委員報酬、教育委員報酬及び農業委員報酬について、管内町村の議員報酬との均衡及び財政状況等を考慮して見直し改定を行うものであります。

改正内容につきましては、別表第1中の報酬月額、監査委員では、代表監査委員報酬6万7,500円を9万9,000円に、委員報酬3万9,600円を5万1,000円に、教育委員会では、委員長報酬の欄を削り委員報酬3万600円を3万5,000円に、農業委員会では、会長報酬4万8,600円を5万6,000円に、委員報酬3万600円を3万6,000円に、それぞれ改めるものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでありますので、ご審議いただきまようよろしくお願ひ申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第20号から議案第21号及び議案第23号

●小野木議長 日程第18 議案第20号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、日程第19 議案第21号教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定、日程第20 議案第23号豊頃町教育委員会委員定数条例の廃止についてを一括議題とします。

議案第20号、議案第21号及び議案第23号の3件について一括して提出者の説明を求めます。

石田副町長。

●石田副町長 議案第20号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正について、議案第21号教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、及び議案第23号豊頃町教育委員会委員定数条例の廃止について、一括してご説明いたします。

三法案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が、平成27年4月1日から施行されることに伴い、地方教育行政制度の改革にかかる関係条例の改廃及び新条例の制定を行うものであります。

初めに、議案第20号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正は、教育長が常勤の特別職となることから、第1条に教育長を加え、別表第1の給料表に教育長の欄を加えるものであります。

附則としまして、この条例は、平成27年4月1日から施行するものであります。

次に、議案第21号教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定は、教育長の勤務時間の規定など新たに制定するもので、第1条に趣旨を、第2条に勤務時間、休日、休暇等を、第3条に職務に専念する義務の免除をそれぞれ定め、制定するものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであり、現行の豊頃町教育委員会教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する条例は、新条例を制定することから

廃止するものであります。

次に、議案第23号豊頃町教育委員会委員定数条例の廃止は、法律により教育委員会の組織が、現行の教育委員定数5人から教育長及び4人の教育委員で構成することに改め定められたことから、当該条例を廃止するものであります。

附則としまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものであります。

以上でありますので、ご審議いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●小野木議長 議案第20号豊頃町特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号教育長の勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第21号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第 2 3 号豊頃町教育委員会委員定数条例の廃止についてを審議します。

これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 2 3 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 2 3 号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 2 2 号

●小野木議長 日程第 2 1 議案第 2 2 号豊頃町手数料条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

和田産業課長。

●和田産業課長 議案第 2 2 号豊頃町手数料条例の一部改正について説明いたします。

町の事務にかかる手数料を定める豊頃町手数料条例において、網またはわなを使用して鳥獣の捕獲等をするとき、法の定めにより登録等を受ける必要があり、この事務にかかる手数料が手数料条例中に定められております。

今般、この事務を定める法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部が改正され、同法の表題が改められたことから、手数料条例中の同法の表題の文言を整理するため改正しようとするものであります。

改正の内容は、手数料の額を定める別表中に規定する法律表題「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正に関する法律」と改めるものであります。

附則におきましては、本改正条例の施行日を、改正法の施行日である平成 2 7 年 5 月 2 9 日と定めるものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第24号

●小野木議長 日程第22 議案第24号豊頃町教育研究所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

富田教育課長。

●富田教育課長 議案第24号豊頃町教育研究所条例の一部改正について説明いたします。

本条例につきましては、豊頃町教育研究所設置条例を全部改正し、平成6年4月から施行されているものでございます。この際、生涯学習部会、学校教育部会という二つの部会を設置し、それぞれにわたって研究を進めてまいりましたところであります。

生涯学習部会につきましては、近年、報徳のおしえの普及啓発といったことを中心に研究を進めておりまして、町広報誌や町のホームページの作成・充実を図ったところであります。生涯学習部における調査研究に関しましては、この段階で初期の目的は達成されたものと考えているところであります。このため、今後はこの二つの部会の研究を一体化させた研究所の体制と再編するために、本条例を改正するものであります。

改正の内容につきましては、部会組織を規定しております第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする改正を行うものでございます。

なお、この条例は、平成27年4月1日から施行するものでありますので、ご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なし)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第25号

●小野木議長 日程第23 議案第25号豊頃町立保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第25号豊頃町立保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、子ども子育て支援新制度で、保育所の利用認定が保育の必要性を認定する制度に変わることから、本条例第1条中の「、保育に欠ける」を「、保育を必要とする」に改め、利用者負担額、保育料のことでございますが、国の基準が改正されることに伴い改正するものでございます。

改正する保育料につきましては、議案説明書の説明第1号によりご説明いたします。

改正する利用者負担の階層区分につきましては、現行の7階層10区分を基本に、10階層とし、新制度では市町村民税で算定することになることから、所得税課税額から市町村民税額に改定し、税額については国の基準に準じて定めてございます。

年齢区分につきましては、現行3歳未満児、3歳以上児区分でございますが、新制度では入所認定のときに保護者の就労等の時間により保育標準時間（今の保育の時間ですと午前7時30分から午後6時までの利用時間）と、保育短時間（午前8時30分から午後4時30分までの時間）と分けて認定することになることから、3歳未満児の保育標準時間と保育短時間、3歳以上児の保育標準時間と保育短時間とを定めてございます。

利用者負担額につきましては、現行の金額を保育標準時間の金額とし、保育短時間の金額は国の基準に従い、保育標準時間の1.7%を減額した額で定めてございます。

続きまして、備考についてご説明申し上げます。

備考第1号から第4号までは、国の基準に準じて規定してございます。

第1号は、同一世帯から2人以上入所している場合の利用者負担額は、年長児童から順に、2人目を2分の1の額とし、3人目以降は無料と規定しました。

第2号は、母子世帯等、在宅障がい児（者）のいる世帯の利用者負担について、第2階層と認定された世帯を0円とし、第3階層及び第4階層と認定された世帯は国の基準同様に、軽減した額と決めました。

第3号は、年度中に満3歳になる児童の利用者負担額については、3歳未満児の利用者負担額とすることと規定しました。

第4号は、利用者負担額は、国の基準同様に毎年4月分から8月分までを前年度の税額、9月分以降は当該年度の税額で算定することと規定しました。

第5号は、本年度の保育料利用者負担額を算定した資料に基づきまして、継続入所児について、改正案で試算したところ数名が増額になったことから、新制度では適用しない地方税法の一部改正により廃止された年少扶養控除及び特定扶養控除の上乗せの部分による税額の調整を、平成26年度入所している児童が卒所するまでの間に限り、再調整できるよう規定いたしました。

なお、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子供に関する教育・保育等の総合的な提供の推進に改正の法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものです。

以上でございますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（ 質 疑 な し ）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（ 討 論 な し ）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第25号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（ 異 議 な し ）

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第26号

●小野木議長 日程第24 議案第26号豊頃町保育所入所措置条例の廃止についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第26号豊頃町保育所入所措置条例を廃止する条例についてご説明

申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援新制度により、保育所入所認定基準が変わることから、昨年12月第4回議会定例会におきまして、豊頃町保育の必要性の認定に関する基準を定める条例を制定しているところでございますが、国から新制度を平成27年度から施行する政令が公布された旨の通知が届きましたので、本条例を廃止するものです。

附則として、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第26号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第27号

●小野木議長 日程第25 議案第27号豊頃町学童保育所条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

瀬尾子育て支援所長。

●瀬尾子育て支援所長 議案第27号豊頃町学童保育所条例の一部改正についてご説明申し上げます。

本案は、平成27年度に施行する子ども・子育て支援新制度により、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律で、児童福祉法の一部が改正され、それに伴い本条例の本則中、第6条の2第2項を第6条の3第2項に改め、第2条中の第21条の8を第21条の10に改めるものでございます。

附則として、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行するものでございます。

以上でございますので、よろしくご審議くださるようお願い申し上げます。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第27号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第27号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第28号

●小野木議長 日程第26 議案第28号豊頃町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第28号豊頃町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由をご説明いたします。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第3次地方分権一括法の施行に伴い、介護保険法の一部が改正され、従前、国において定められていた地域包括支援センターに関する基準について、市町村条例において規定することとなったため、当該条例を制定しようとするものです。

以下、条例案の構成についてご説明いたします。

第1条に本条例の趣旨を、第2条には、包括支援センターの基本方針を、第3条に、人員に関する基準、第4条には運営に関する基準を、第5条に委任に関して、それぞれ規定するものです。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第28号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第29号

●小野木議長 日程第27 議案第29号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第29号豊頃町介護保険条例の一部改正について、提案の理由をご説明いたします。

現介護保険制度では、制度を円滑に運営するため、3年ごとに事業計画の見直しを行うこととなっており、第6期介護保険計画中の平成27年度から29年度までの3年間の介護保険料率の改正が必要になったこと、及びこれまでの介護予防事業が介護予防日常生活支援総合事業へ移行されるなど、介護保険法が一部改正されたことにより、豊頃町介護保険条例の一部を改正するものであります。

65歳以上の方、いわゆる第1号被保険者の介護保険料率の改正は、今後3年間で必要となる介護保険サービス給付費や被保険者数の見込みをもとに算定したところですが、保険料の急激な上昇を抑制するために、一部介護準備基金の取り崩しを行い、後記中の基準月額4,664円から272円増の4,936円とすることを本町介護保険運営協議会に諮問し、過日適正である旨の答申を得たところですので申し添えます。

では、本則の改正であります。以下の改正内容の説明をするに当たり、議案説明書をご覧ください。説明第2号でございます。

保険料率を定める第2条第1項中に規定する保険料率の期間、平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度まで改めるとともに、同項第1号中、2万7,900円を

2万9,600円に、第2号中2万7,900円を3万6,700円に、第3号中4万1,900円を4万4,400円に、第4号中5万5,900円を5万1,500円に、第5号中6万9,900円を5万9,200円に、第6号中8万3,900円を7万1,000円に改める。

同法に第7号として、7万7,000円、第8号として8万8,800円、第9号として10万6000円の三つの号を新たに加え、合わせて負担軽減措置を第6期計画中也継続するものであります。

議案説明書にも記載のとおり、第5期計画中の6段階に分かれていた保険料率を、第6期計画中の3年間は9段階とするものであります。

また、このたび介護保険法が一部改正され、4月1日からこれまでの介護予防事業が介護予防日常生活支援総合事業へと移行されたことに加え、新たに在宅医療、介護の連携、生活支援体制の整備、認知症施策の推進の三つの大きな柱に分かれた事業を実施することとされましたが、本町における新しい介護サービスの受け皿の確保など円滑な事業実施のため、それぞれ準備期間が必要となることから、現行条例附則に第6条として、各事業別の経過措置をそれぞれ規定いたします。

第6条第1項では、介護予防日常生活支援総合事業の移行有期限を平成29年3月31日とし、新事業開始日を平成29年4月1日と定め、第2項で、在宅医療、介護の連携、第3項で、生活支援体制の整備、第4項では、認知症施策の推進に関する事業有期限を平成30年3月31日とし、それぞれの新事業開始日を平成30年4月1日と規定するものであります。

条例改正附則につきましては、第1条で、施行期日を、第2条では保険料率に関する経過措置を、それぞれ規定するものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は原案のとおり可決されました。

2時40分まで休憩します。

午後 2時28分 休憩

午後 2時40分 再開

●小野木議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎ 議案第30号

●小野木議長 日程第28 議案第30号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第30号豊頃町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由をご説明いたします。

介護保険法の改正により、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準についても改正されたことに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の概要といたしましては、認知症対応型通所介護及び認知症対応型共同生活介護の基本方針に、生活機能の維持、向上等が追加されたこと及び現制度における複合型サービスを利用者などがイメージしやすい名称として、看護小規模多機能型居宅介護に改正されたことに伴う文言の整理となります。

では、本則の改正であります。条例第7条中「営むことができるよう」の次に「生活機能の維持または向上を目指し」を加え、第9条中「以下同じ。」を削り、第13条中の見出し中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改め、同条中「複合型サービス」の次に「（介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第17条の10に規定する看護小規模多機能型居宅介護に限る。）」を加えるものであります。

附則につきましては、本改正条例の施行期日を、平成27年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

（質疑なし）

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

（討論なし）

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第30号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第31号

●小野木議長 日程第29 議案第31号豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第31号豊頃町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について、提案の理由をご説明いたします。

このたびの介護保険法の改正に伴い、当該条例の一部を改正するものであります。

改正の概要といたしましては、介護予防認知症対応型共同生活介護に関する条文の整理となります。

では、本則の改正であります。条例第7条中「法第8条の2第17項」を「法第8条の2第15項」に改め、「以下同じ。」を削るものであります。

附則につきましては、本改正条例の施行期日を平成27年4月1日からとするものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 3 2 号

●小野木議長 日程第 3 0 議案第 3 2 号豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

岩城福祉課長。

●岩城福祉課長 議案第 3 2 号豊頃町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について、提案の理由をご説明いたします。

本条例案は、第 3 次地方分権一括法の施行に伴い介護保険法の一部が改正され、従前国において定められていた介護予防支援及び地域包括支援センターに関する基準について、市町村条例において規定することとなったため、当該条例を制定しようとするものであります。

なお、条例の制定につきましては、本町の实情において国で定める基準と異なる基準とすべき特段の事業や地域性が認められないことから、標準とすべき基準については原則国の基準どおりとし、参酌すべき基準の一部については独自規定としております。

以下、条例案の構成についてご説明いたします。

本条例の条文構成は、第 1 章から第 6 章で構成され、第 1 条から第 3 5 条までの本則と附則で構成されております。

第 1 章では、総則を定め、第 1 条で条例の趣旨を、第 2 条で定義を規定しておりますが、第 3 条の一般原則では、本町が暴力団排除条例を制定していることから、本条例におきましても、暴力団を排除する規定を定めております。第 4 条基本方針を第 2 章として定め、第 3 章では、人員に関する基準として、第 5 条で従業員の人数、第 6 条で管理者について規定しております。第 4 章として、運営に関する基準を第 7 条から第 3 1 条で定めておりますが、第 3 1 条記録の整備では、地方自治法により地方公共団体の金銭債務の時効は 5 年と規定されていることから、給付の過誤や返還の請求に対応できるよう記録の保存期間について、国の 2 年を本条例においては 5 年に延長し規定いたしました。第 5 章として、介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を第 3 2 条から第 3 4 条で規定し、第 3 5 条の準用を第 6 章、基準該当介護予防支援に関する基準として定めるものであります。

附則につきましては、本条例の施行期日を平成 2 7 年 4 月 1 日からとするものであります。

以上でありますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第33号

- 小野木議長 日程第31 議案第33号第4次豊頃町まちづくり総合計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

金川企画課長。

- 金川企画課長 議案第33号第4次豊頃町まちづくり総合計画の一部変更についてをご説明いたします。

平成22年に策定した第4次まちづくり総合計画の一部を、次のとおり変更することについて、町議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

変更の内容として、基本構想で定めた計画期間を平成32年までの11年間とするものであります。

変更の理由として、平成27年度から後期計画実施に当たり過疎地域自立促進市町村計画の整合性を図るためであります。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

- 小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

- 小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

- 小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

●小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

◎ 議案第34号

●小野木議長 日程第32 議案第34号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてを議題とします。

本案について、提出者の説明を求めます。

金川企画課長。

●金川企画課長 議案第34号豊頃町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についてご説明いたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、豊頃町過疎地域自立促進計画の一部を次のとおり変更するものであります。

本計画は、平成22年度から平成27年度までの6年間の計画を定めており、平成27年度が計画の最終年となっております。

ただ、過疎地域自立促進特別措置法の有効期限は東日本大震災の発生により平成32年度まで延長されております。

このたびの変更は、平成27年度実施が予定されています事業を追加しております。

2の産業の振興では、林業に森林管理道湧洞1号線開設事業延長4,400メートル、幅員4メートルを追加。

4、生活環境の整備では、十勝環境複合事務組合において整備するし尿処理、汚泥等受入施設の整備にかかる負担金、火葬場の老朽化に伴い葬斎場建設事業の追加。5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進では、福祉バスの更新事業及び福祉ゾーン整備構想に基づき、高齢者等の研修会やレクリエーションに供する福祉活動拠点施設建設事業を追加しています。

以上でありますので、よろしくご審議願います。

●小野木議長 これから、質疑を行います。質疑はありますか。

(質 疑 な し)

●小野木議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

(討 論 な し)

●小野木議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎ 請願の委員会付託

- 小野木議長 日程第33 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。

請願文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 請願文書表。

受理番号1、受理年月日、平成27年2月25日。件名、農協関係法制度の見直しに関する請願書。

請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農業協同組合代表理事組合長山口良一。

紹介議員の氏名、豊頃町議会菅谷誠議員、大谷友則議員。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました請願については「請願文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することとします。

◎ 陳情の委員会付託

- 小野木議長 日程第34 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

高井事務局長。

- 高井事務局長 陳情文書表。

受理番号1、受理年月日、平成27年2月20日。件名、労働者保護ルール改悪反対を求める意見書の採択を求める陳情。

陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会会長林俊則。

付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

- 小野木議長 ただいま朗読しました陳情については「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

◎ 休会の議決

- 小野木議長 日程第35 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議案等精査のため、3月7日から同月10日までの4日間、休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異 議 な し)

- 小野木議長 異議なしと認めます。

したがって、3月7日から同月10日までの4日間、休会とすることに決定しました。

◎ 散会宣告

- 小野木議長 以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日は、これで散会します。

午後 2時55分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員